



平成 25 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学
(コード番号 4689 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 最高財務責任者 大矢 俊樹
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

業績目標コミットメント型ストックオプション（新株予約権）の 発行に関するお知らせ

当社は本日、会社法第238条および第240条に基づき、当社および当社子会社の取締役および従業員に対し、業績目標コミットメント型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当社グループの利益成長を再加速させるにあたり、『201X年までに利益2倍』を達成すべく、当社および当社子会社の取締役および従業員の業績向上への貢献意欲や士気を高めるために発行するものであります。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 業績目標コミットメント型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの利益成長の再加速に対する意欲や士気を高めるため、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、新株予約権は、「2. 新株予約権の発行要項（10）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

また、当社は、新株予約権の割当てを受ける者との間で、e コマースの流通総額に関する目標の達成と連動した行使条件（※）を定めた割当契約書を締結いたします。

（※）『201X 年までに利益 2 倍』の目標達成に連動する条件（(10)①）を含む、発行要項に定める行使条件を全て満たした場合であっても、平成 27 年 3 月期から平成 32 年 3 月期までのいずれかの期において、当社サービス上における e コマースの流通総額を、日本国内における e コマースの領域においてナンバー1 とする経営目標を達成しない限り、割り当てられた新株予約権のうち 50%は行使できないものとします。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当てを受ける者および割当てする新株予約権の数

当社および当社子会社の取締役および従業員 114 名に対し 286,250 個

なお、上記対象となる者の人数は本お知らせ提出時の予定人数であり増減することが

ある。また、上記割当新株予約権の数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100 株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、28,625,000 株が当初の上限となる。）。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

286,250 個

ただし、これは割当予定数であり、上記（1）記載の割当予定者が新株予約権割当日において、当社取締役、従業員または当社子会社取締役、従業員たる地位を失っている場合、または引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権 1 個当たりの発行価額は、134 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、1 株当たりの払込価額（以下「行使価額」と

いう。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、514円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成25年11月19日

(7) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の権利行使期間

平成27年7月1日から平成35年11月18日までとする。

(10) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成27年3月期から平成31年3月期までのいずれかの期において、営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が3,300億円を超過した場合に、当該営業利益の水準を最初に充たした期

の有価証券報告書提出日の翌月 1 日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

- ② 上記 (10) ①における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。
- ③ 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記 (10) ③の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より 1 年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- ⑥ 新株予約権者は、各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部（当該一部は、当社取締役会が定める）を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記 (10) に定める条件により、新株予約権の全部または一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権の全部または一部（当該一部は、当社取締役会が定める）を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

(12) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約

権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約または計画等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約または計画等に定められた条件に基づき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる価額に、上記(13)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権を行使することができる期間
上記(9)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(9)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(10)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由および条件
上記(11)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(14) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 25 年 11 月 30 日

(15) 申込期日

平成 25 年 11 月 18 日

3. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行は、その一部につきまして、割当を受ける当社取締役のうち1名が当社の親会社であるソフトバンク株式会社の取締役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則ならびに手続きに従って発行しております。また、権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容および条件等についても、上記「2. 新株予約権の発行要項」に記載のとおり、一般的な新株予約権の発行の内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本件ストックオプションの内容および条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、平成25年10月25日付で取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外監査役（独立役員）である吉井伸吾監査役、鬼塚ひろみ監査役、植村京子監査役より、本件ストックオプションは当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上に資すること、また、業績目標を達成してはじめて権利行使が可能となるものであること、権利行使価格の決定方法など、ストックオプションの内容および条件は妥当であることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(3) コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成25年6月28日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。「当社の親会社はソフトバンク株式会社であります。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定めており、公正かつ適正な取引の維持に努めております。」

本件ストックオプションの発行は以上の指針に基づいて決定しました。

以 上